

## 役員改選

役員任期満了にともない、県連協規約第6条に基づき、下表のとおり役員を選出する。

役職名	人数	選任方法
会長	1名	各学園校友会連絡協議会各期会長若しくは会長経験者から選出し、総会の承認を得る。 (県連協規約第6条第2項)
副会長	10名以内	理事の中から、会長が指名する者を選出し、総会の承認を得る。(県連協規約第6条第3項)
理事	20名以内	各学園校友会連絡協議会各期会長の中から各学園2名以内で選出し、総会の承認を得る。 (県連協規約第6条第4項)
会計	2名	各学園校友会連絡協議会各期会長の互選により選出し、総会の承認を得る。 (県連協規約第6条第5項)
監事	2名	会長、副会長、理事及び会計以外の会員の中から総会において選任する。 (県連協規約第6条第6項)

## ●2019年度役員について

持ち回り順により、次のとおり

会長 蕨学園連協  
副会長 蕨学園連協  
伊奈学園連協  
春日部学園連協

会計 蕨学園連協 (2名)

監事 熊谷学園連協、川越学園連協 (各1名)